

平成 29 年度全国高等学校ゴルフ選手権 個人の部東北予選
平成 29 年度東北中学校ゴルフ選手権大会

開催日 : 2017 年 6 月 1 日 (木) ~ 2 日 (金)
開催場所 : さくらんぼカントリークラブ (山形県)

2017 年度東北高ゴ連主催競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と日本高ゴ連競技規定、並びにこの競技の条件・ローカルルールを適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定や選手への通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、ストロークプレーでは「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

No. 10 番右側のアウトバウンズと指定されている区域を横切り、その球が No. 11 のインバウンズの区域でとまっている場合でも、アウトバウンズの球とする。

No. 13 グリーン左側のアウトバウンズと指定されている区域を横切り、その球が No. 14 のインバウンズの区域でとまっている場合でも、アウトバウンズの球とする。

2. 修理地 (規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示し、プレーを禁止する。

ただし、球がスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域 (規則 25-2 参照) にある距離計測のためのペイントやプレートの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントやプレートが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。

3. 動かさない障害物 (規則 24-2)

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝 (その道路の一部とみなす)

c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域 (その動かさない障害物の一部とみなす)

4. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2、18-3、20-1 は次の通り修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注: パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格 (ゴルフ規則 177 ページ参照)

公認球リストの条件・規則付 I (c) 1b』

3. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c) 1a』 (ゴルフ規則 176 ページ参照)

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』 (裁定 4-1/1) を適用する。

4. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間に行ったときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。

この条件の違反の罰は**競技失格** (規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	: 短いサイレンを繰り返して通報する。またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
陰悪な気象状況による即時中断	: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開	: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

5. 練習

(a) ラウンド前やラウンド間の練習（規則 7-1 注）ストロークプレーでは、規則 7-1b の規定が適用となる。この条件の違反の罪は競技失格。

注：コースの境界内の認められたすべての練習区域は競技のいかなる日にもプレーヤーが練習することが練習することができる。

(b) ホールとホールの間での練習禁止

『規則付 I (c) 5b』（ゴルフ規則 181 ページ参照）

6. 移動

18 番ホールアウト後、クラブハウスまで、乗用カートで選手を搬送する以外は、委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

『規則付 I (c) 8 移動』（ゴルフ規則 183 ページ参照）

6. スコアカードの提出

本連盟主催競技においては提出エリア方式を採用する。

4. 競技終了時点

もの第 1 ラウンドはスコアボードに全員の成績を掲示した時点をもって終了したものとみなす。

本競技においては競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

1. ホールの樹木の添え木は動かさない障害物とする。

2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

4. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。

5. プレー中、携帯電話や計測器などの電子機器の使用を禁止する。

6. キャンセルの場合、開催コース (0237-53-3310) へ FAX にて連絡のこと。

7. さくらんぼカントリークラブを利用する際には、山形県ゴルフ場利用税非課税申請書を提出すること。

1 日 1 枚提出です。提出のない場合は案内にある料金ではプレーできません。非課税申請書の詳細については、要項 2 枚目の「諸連絡事項」を参照してください。

（様式は東北高等学校ゴルフ連盟ホームページよりダウンロードできます）

8. 費用の精算は 1 日ごとにお支払い下さい。

9. 手引きカートは使用禁止です。

お知らせ

1. 開場：5 月 31 日の指定練習日、6 月 1 日、2 日の競技日とも 6：00 とする。

2. 受付：選手は 30 分前には受付を終了し、スタート 10 分前にはティグラウンド周辺に待機のこと。

3. 朝食：ゴルフ場では準備できません。

4. 今大会は原則スループレーです。ハーフ終了後、マスター室からの指示に従い、待ち時間に昼食をとっても良い。レストランでは 14：00 まで食事をとることができます。

5. 表彰式は全員出席です。制服を着用のこと。

6. 選手は、ルールブック (2016 年版以降)・目土袋・グリーンフォーク・競技の条件・ローカルルールを必ず所持すること。また、ジュニアゴルファーとして相応しく無い選手は競技委員会により何らかの処分をします。

その他

1. ギャラリーはコースの中立ち入り禁止とします。スタートホール・9 番グリーン周辺・18 番横の駐車場のみとします。

2. ギャラリー・付き添いの方の食事はレストランにて現金で対応します。但し、選手利用時は選手優先でお願いします。

東北高等学校ゴルフ連盟 競技委員会